

大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等に関する  
コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和5年12月1日策定  
統括管理責任者

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）では「大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱」（以下「取扱要綱」という。）第5条に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	不正発生要因	不正防止計画
対象	競争的研究費等の運営・管理に関わる研究者等 (1)センターにおいて、研究活動に従事する研究者等 (2)研究者の研究活動を支援する者	全ての研究者等
目的	競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるのか等を理解し、意識を高める。	不正を起こさせない組織風土を形成するために研究者等の意識の向上と浸透を図る。
実施内容 方法・頻度	(1) 対象者への講演会、e-learning等による教育の実施 (2) e-learning 等による競争的研究費等の取扱いに関する理解度調査の実施	(1) メール送付による啓発活動の実施（年1回以上） (2) 掲示板等への啓発資料の掲示（年1回以上）